

西村あさひ法律事務所

GDPR の域外適用と越境移転の交錯に関するガイドライン案の公表

ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2021 年 11 月 22 日号

執筆者:

E-mail✉ 石川 智也

E-mail✉ 菅 悠人

E-mail✉ 福島 惇央

2021 年 11 月 18 日、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board)は、「3 条の適用と 5 章の国際移転に関する条項の交錯に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン案」といいます)を採択し、翌 19 日に公表しました。本ガイドライン案は、2022 年 1 月 31 日まで意見募集に付されています。

本ガイドライン案は、第三国又は国際組織への個人データの移転(いわゆる「越境移転」)の定義を示した上で、EEA 域内の個人から直接個人データを取得する場合に GDPR の越境移転規制が及ぶか、EEA 域内の事業者から、EEA 域外の GDPR が域外適用される事業者へ個人データが移転される場合に GDPR の越境移転規制が及ぶか、将来における新たな標準契約条項(Standard Contractual Clauses。以下「SCC」といいます)の方向性等を示しています。

1. 越境移転に該当するための基準

GDPR 上、越境移転の定義はありませんでしたが、本ガイドライン案は、越境移転に該当するための基準を以下のとおり明確にしています(パラグラフ 7)。

- ① 輸出者となる管理者又は処理者が当該処理に関して GDPR の適用を受けること(基準 1)
- ② その管理者又は処理者(輸出者)が、当該処理に従って、他の管理者、共同管理者又は処理者(輸入者)に対して、個人データを送信により開示したり、その他の方法により利用可能にしたりすること(基準 2)
- ③ 輸入者が、(EEA 域外の)第三国にあるか、国際組織であること。なお、この輸入者が、当該データ処理に関し、GDPR3 条に従って GDPR の適用を受けるか否かは関係がない(基準 3)

2. それぞれの基準についての解説と具体例

(1) 基準 1 について

基準 1 との関係では、問題となる個人データの処理が GDPR3 条の地理的適用範囲のスコープ内であるべきこと、そして、輸出者が EEA 域内にいるか否かは関係ないことが、それぞれ示されています(パラグラフ 9 及び 10)。

たとえば、ある日本企業が GDPR3 条 2 項に基づいて GDPR の域外適用を受ける個人データの処理を行い、その日本企業が EEA 域外の第三国(この第三国は、輸出者のいる国と異なる国だけではなく、同じ国である日本も含みます。パラグラフ 25 参照)にある事業者へ個人データを移転する場合も、越境移転規制の対象になるということになります。

¹ European Data Protection Board, *Guidelines 05/2021 on the Interplay between the application of Article 3 and the provisions on international transfers as per Chapter V of the GDPR Adopted on 18 November 2021*, available at https://edpb.europa.eu/system/files/2021-11/edpb_guidelinesinterplaychapterv_article3_adopted_en.pdf.

(2) 基準 2 について

基準 2 については、まず、越境移転に該当するためには、個人データを送信により開示したり、その他の方法により利用可能にしたりする管理者又は処理者が輸出者として必要である旨が示されています(パラグラフ 11 及び 12)。たとえば、EEA 域外の事業者が、EEA 域内の個人から直接個人データを取得しても、越境移転規制の対象にはならない旨が説明されています(例 1 参照)。他方で、GDPR の適用を受ける個人データの処理を行っている管理者が、EEA 域外の処理者に個人データを移転する場合には、越境移転規制の対象になる旨が説明されています(例 2 参照)。

なお、例 1 の場合でも、EEA 域外の事業者が当該個人データの取得に関して GDPR3 条 2 項に基づいて GDPR の適用を受けるかは別途検討する必要があることも指摘されています。

また、管理者ではなく、処理者が EEA 域外に個人データを移転する場合についても、越境移転規制の対象になる旨が明確にされました(パラグラフ 13)。たとえば、EEA 域外の管理者が、EEA 域外の個人に係る従業員や取引先担当者の情報を EEA 域内の処理者に移転し、その情報をその EEA 域内の処理者が管理者に戻す場合についても、越境移転規制の対象になると説明されています(例 3 参照)。また、EEA 域内の管理者が EEA 域内の処理者に個人データを処理させる場合であって、その処理者が EEA 域外の復処理者に個人データを処理させる場合についても、処理者から復処理者への個人データの移転が越境移転規制の対象になる旨が示されています(例 4 参照)。

さらに、越境移転規制が適用されるためには、2 つの異なる当事者が必要である旨が明確にされています(パラグラフ 14)。たとえば、EEA 域内にある事業者勤める従業員が、EEA 域外に出張し、出張先で個人データを取り扱ったとしても、従業員が事業者とは別の管理者に該当する訳ではなく、事業者の一部に過ぎないため、EEA 域内にある事業者から EEA 域外にいる従業員への個人データの移転は越境移転規制の対象にならないと説明されています(例 5 参照)。他方で、EEA 域内にある子会社が、自社の従業員に関する個人データを、EEA 域外にある親会社のデータベースに格納した場合には、同一グループ内の移転であっても越境移転規制の対象になることが示されています(例 6 参照)。なお、例 5 は、法人格の有無に注目して判断する旨を述べるものではないため、EEA 域内の支店・現地事務所から EEA 域外の本店に個人データを移転する場合についてまで越境移転規制の対象にならないということを示唆するものではないことに注意が必要です。

なお、例 5 の場合でも、同一の管理者又は処理者内における個人データの処理となるため、セキュリティ等に関する GDPR の規律を遵守することが必要であり、場合によっては一定の第三国にはラップトップを持参しないといった対応もあり得ることが示唆されています。

(3) 基準 3 について

輸入者に GDPR が適用されるか否かにかかわらず、個人データの越境移転規制が適用される旨が明確にされています(パラグラフ 18)。すなわち、越境移転規制と域外適用はそれぞれ検討すべきであって、両者の規制がオーバーラップすることもあるということになります。たとえば、GDPR3 条 2 項に基づいて域外適用を受ける日本企業(管理者)と、その日本企業に代わって個人データの処理を行うベンダーがいる場合、地理的適用範囲に関するガイドラインによれば、そのベンダーも GDPR の域外適用を受けると解されますが、管理者は、GDPR の適用を受けるベンダーとの間で越境移転規制への対応も必要であるということが、今般明確になったといえます。ただし、このケースでベンダーが日本企業の場合には、越境移転規制への対応については、十分性認定に依拠して個人データを移転すれば足ります(なお、データ処理契約の締結など、その他の GDPR 対応は別途必要です)。

なお、本ガイドライン案では、EEA 域外で GDPR の域外適用を受ける管理者が、EEA 域内の処理者に個人データを処理させている場合に、管理者が、その EEA 域内の処理者から個人データの移転を受ける場合にも越境移転規制への対応が必要という例が紹介されています(例 7)。

3. 新たな SCC の公表の可能性とその方向性

越境移転規制への対応が必要となると、十分性認定、SCC や BCR 等の保護措置、明示の同意等の例外の何れかに依拠して個人データの移転を行う必要があります。この点に関し、EEA 域外の第三国にある GDPR の域外適用を受ける事業者個人データを移転する場合には、①その事業者は、GDPR の適用を受けることから、GDPR の適用を受けない事業者よりも越境移転規制に基づくデータ保護の水準が緩和されるべきこと、他方で、②GDPR が適用されるとしても、越境移転規制に基づく第三国にお

るデータ保護の水準の確保が不要になるものではなく、(a)GDPR による個人データの保護と、移転先の第三国における法令が抵触する場合やガバメントアクセスに対応したり、(b)EEA 域外の事業者への執行や、EEA 域外の事業者から救済を得ることの困難に配慮したりすることが必要である旨が示されています(パラグラフ 23)。

この点に関し、2021 年 6 月 4 日に欧州委員会が採択した新たな SCC(以下「改定版 SCC」といいます)は、前文 7 項において、GDPR の域外適用を受けない事業者に個人データを移転する場合にしか改定版 SCC を用いることができない旨を示しています。そのため、GDPR の域外適用を受ける事業者に個人データを移転する場合にはどのように対応すべきかが実務上議論されてきました。この点については、欧州委員会において、GDPR の域外適用を受ける事業者に個人データを移転する場合に対応する新たな SCC の準備が進められているようですが、その内容としては、改定版 SCC の 8 条に規定されている、GDPR の内容を遵守するように求めるデータ保護条項は緩和される一方で、その他のガバメントアクセスへの対応や、権利行使・救済手段に関する条項は、維持されることになるのではないかと見込まれます。

4. 終わりに

日本企業の実務への影響としては、①本ガイドライン案の内容を踏まえ、GDPR の域外適用を受ける個人データの処理の範囲を今一度確認するとともに、②GDPR の越境移転規制の対象となる個人データがあるか、そして、越境移転規制への対応が適切になされているかも再度確認することが考えられます。また、2021 年 6 月 4 日に採択された改定版 SCC だけではなく、今後公表されることが見込まれる、GDPR の域外適用を受ける事業者に個人データを移転する場合に対応する新たな SCC の動向にも注視が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 